

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第一号

埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程

埼玉県工業用水道事業給水規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。